

【基本的な枠組み】

区分	区役所企画事業	自治協提案事業
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区独自の課題解決に向けた取組 ・ 区の伝統文化など、区が持つ魅力や特性を活かした取組 ・ 区の自然・風土を活かした取組 ・ 区民との協働による取組 ・ 区民との協働を目指した取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区自治協議会が提案する、地域課題の解決に必要な新たな事業や既存の取組みとの連携を図る事業
件 数 限度額 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件数制限なし ・ 区内を対象としたソフト事業 ・ 総額 2,800 万円を上限 ・ 期間は原則 3 年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件数制限なし ・ 区内を対象としたソフト事業 ・ 総額 500 万円を上限額 ・ 期間は原則 1 年
編成スケジュール (区=中央区 (自=自治協))	6月 事業提案募集 (区→自) 7月 事業提案締切 (自→区) 9月 区で立案し素案提示 (区→自) 10月 素案への意見提出締切 (自→区) 11月 意見への区の考え方を報告 (区→自) 12月 予算要求 (区→財務課)	12月に原案確定
自治協議会の関与	意見反映型	提案型
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所が事業を企画立案するにあたり地域意見を反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業は、企画段階（提案書の作成）、実施段階（多様な実施主体のコーディネータ等）、評価段階（実施事業の点検）、改善段階（提案の見直し）の各過程において自治協議会が主体的に関与して取り組むこととする。 ・ 原則として、実行段階において実行委員会方式を採用するなど、区民とともに、区自治協委員が実施主体の一員となり参画することとする。 ・ 地域活動団体（地域コミュニティ協議会、社会福祉協議会、NPO等）と連携した事業について積極的に検討を行い、効果的な協働の推進を図ることとする。
事業提案の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月31日（月）までに下記にお知らせください。なお、様式は任意です。 【提出先】中央区総務課長補佐 渡辺 電話 025-223-7086（内線 37060） FAX 025-224-1520	